

家庭用LED照明設置補助金

町では、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化)の施策の一つとして、一般家庭における電力使用量の削減を図るため、LED照明器具等購入費および交換に係る経費の一部を補助します。

■ 補助対象経費

- LED照明器具等の購入費および設置に要した電気工事費。

■ 対象要件

- アパートおよび借家ではない戸建住宅。
- 設置および交換は居住部分とする。(※店舗・倉庫・納屋・物置・駐車場等は対象外)
- LEDからLEDへの交換は対象外。
- 対象経費の合計が10,000円以上であること。
- 令和5年2月28日(火)までに工事等が完了すること。

■ 対象者

- 日高川町に住所を有し、かつ居住する世帯主。
- 町税および使用料等の滞納がない方。
- 令和4年度にコスモエコパワー地域貢献プロジェクト補助金(家庭用照明LED化推進事業)を受けていない方

■ 補助金額

- 上限額100,000円(補助対象経費の1/2)

(注) 予算が無くなり次第、受付終了となります。 ※詳しくは、ホームページでご確認ください↑



■お問合せ 総務課 ☎22-1700

家屋の新築・増築・取り壊しなどの際は税務課へご連絡を!

家屋の固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在の所有者に課税されます。税務課では新築・増築家屋や取り壊し家屋などの把握に努めていますが、適切な課税を行うためにも、次のような場合は役場税務課に連絡をお願いします。



【新築・増築の場合】

家屋を新築・増築された方は、新たに固定資産税が課税されます。課税の基礎となる評価額を算出するため、税務課職員が家屋調査をさせていただきますので、完成後はお早めにご連絡ください。ご都合のよい日を相談のうえお伺いします。

【取り壊しの場合】

家屋の一部または全部を取り壊された方は、届け出が必要になります。届け出をしないままだと、翌年度以降も引き続き固定資産税が課税されることがあります。土地の税額が変わることもありますので、お早めにご連絡ください。すでに法務局(登記所)に取り壊しの登記手続きをされた方は、連絡の必要はありません。

【未登記家屋を所有権移転した場合】

未登記家屋を売買や相続等で所有権移転された方は、届け出が必要になります。届け出をしないままだと、翌年度以降も引き続き前所有者に固定資産税が課税されることがありますので、お早めにご連絡ください。

※「家屋」には、住宅だけでなく、店舗・倉庫・車庫なども含まれます。

■お問合せ 税務課 ☎22-8841

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(5万円/1世帯)のご案内

本給付金は、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して支給される新たな給付金です。

対象世帯	支給要件	対象外要件
①住民税均等割非課税世帯	令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯	住民税均等割課税者に扶養されている方のみの世帯は対象外
②家計急変世帯	予期せず令和4年1月から12月までの家計が急変し、収入が減少した世帯 ※同一世帯に属する者全員が令和4年度分の住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯	

※「住民税均等割非課税世帯」と「家計急変世帯」で重複して受給することはできません。

①世帯全員の令和4年度「住民税均等割が非課税」の世帯

- **令和4年9月30日時点**で日高川町に住民登録のある方には、11月中に**役場から確認書を発送しています**。
- 中身を確認していただき、同封の返信用封筒にて返送をお願いします。
- ※令和4年10月1日以降に転入された世帯の方は、令和4年9月30日時点で住民登録されていた市町村に申請してください。

②予期せず収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- **申請期限：令和5年2月15日(水)**
- 申請書は保健福祉課またはホームページにて準備しています。
- 判定方法については、下記の表を参考にしてください。
支給対象となるのは、令和4年1月から12月までの収入が下記の限度額以下(年間)となった場合です。
- 該当すると思われる方は、保健福祉課までお問合せください。
- ※予期せず収入が減少したわけではないにもかかわらず意図的に給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

家族構成例	非課税相当限度額(収入額ベース)	非課税相当限度額(所得額ベース)
単身または扶養親族がいない場合	93.0万円	38.0万円
扶養親族(配偶者含む)を1名扶養している場合	137.8万円	82.8万円
扶養親族(配偶者含む)を2名扶養している場合	168.0万円	110.8万円
扶養親族(配偶者含む)を3名扶養している場合	209.7万円	138.8万円
扶養親族(配偶者含む)を4名扶養している場合	249.7万円	166.8万円
障害者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円	135.0万円

- ◆①または②の世帯の支給要件を満たすDV(ドメスティック・バイオレンス)等で避難中の方は、住民登録以外の居住地から受給できます。
● 詳しくは、保健福祉課までお問合せください。
- ◆ホームレス等で①または②の世帯の支給要件を満たす方
● ホームレス等で、いずれの市町村にも住民登録のない方については、日高川町において住民登録の手続きをしていただくと、本町において申請・給付対象となります。
● 住民登録のある方は、その住所地の市町村からの支給となります。

■お問合せ 保健福祉課 内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター ☎22-9041 ☎0120-526-145(9:00~20:00まで 土日祝を除く、12/29~1/3を除く)